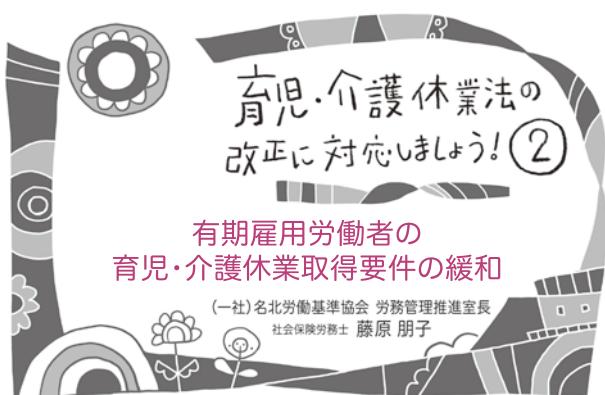


育児介護休業法は、令和4年4月より段階的に改正が行われています。

前回は、4月から改正施行されている①育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、②妊娠・出産

す。

③有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和



具体的には、これまで

育児・介護休業の対象外とされてきた入

社1年未満の有期雇

用労働者の取得が認められることとなりました。これにより、

有期雇用労働者は、

○育児休業は「子が

1歳6か月までの間

に契約が満了するこ

とが明らか」

○介護休業は「介護

休業開始予定日から

93日経過日から6カ

月を経過する日まで

に契約が満了するこ

とが明らか」

に該当しない場合、

休業の申し出をすること

ができるようになります。

を申し出た労働者に対する個別周知と休業取得の意向確認について説明いたしました。

今回は、③有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和についてで

ただし、従前より無期雇用労働者については、労使協定を締結することにより「引き続き雇用さ

れた期間が「1年未満」の者を育児・介護休業の対象外とすることができます。今後は、有期雇用労働者もこの労使協定の対象となることによつて、同様に入社1年未満の者を対象外とすることがで

きます。改正前から労使協定を

雇用労働者も対象に含めようとする場合は、労使協定の内容が同じであつたとしても、協定を再締結することが必要となります。

なお、前述の「契約が満了することが明らか」に該当するかは、労働契約時に契約更新をしない旨が明確にされていたかどうかで判断されると考えられます。有期労働契約を締結する場合、契約更新の有無を明示する必要がありま

すが「契約更新するこ

とがあり得る」という

ような契約が多いので

はないかと思われます。

この場合、「契約が満了することが明らか」ではないため、有期雇用労働者は育児・介護休業を申し出ることができます。

詳しく述べ、次のQRコードもしくは当協会総合窓口担当者向けインターネット研修』と『労務人事・相談

出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修』と『労務人事・相談

窓口担当者向けインターネ

ット研修』を実施して

います。

愛知県下各労働基準協会では改正育児・介護休業法に関する『労働者・出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修』と『労務人事・相談』がなされたため、労使協定の内容は従前と変わりません。しかし、これまでには、有期雇用労働者に育児・介護休業に対する申し出の権利がなかったため、労使協定の対象者に有期雇用労働者が含まれていません。そのため、改正後に有期

正への対応には、まず、育児・介護休業に関する規定の中で、入社1年未満の有期雇用労働者を育児・介護休業の対象から

②

①



①「育児休業・パパ育休研修」「労働者からの相談代行」案内

②勤労者労働総合相談センター

タイトル・イラスト
木村武司